強制競売・担保権実行競売申立書の申立手数料
添付書類・添付目録の部数・予納郵券・予納金一覧表
青森地方裁判所民事部（H26.4.1改訂）

申　立　手　数　料

1　強制競売申立てについては，債務名義１個ごとに金４，０００円分の収入印紙
2　担保権実行競売申立てについては，担保権１個ごとに金４，０００円分の収入印紙

添　付　書　類

1　執行力ある債務名義の正本，債務名義(更正決定含む)送達証明書（強制競売の場合）
2　申立債権者が法人の場合は資格証明書
3　債務者，所有者が自然人の場合はその住所を証するに足りる文書（住民票の写し等），法人の場合は資格証明書
4　申立不動産の登記簿謄本
5　不動産の所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面（住宅地図写し等）
6　不動産登記法１４条（旧不動産登記法１７条）の地図及び建物所在図（不動産が，土地である場合にはその上にある建物を，建物である場合にはその敷地を含む。差押対象物件が建物の場合には，建物図面の写しも必要。）
7　申立不動産が建物のみの場合，その敷地の登記簿謄本
8　申立不動産が土地のみの場合，その土地上に所在する建物の登記簿謄本
9　申立不動産に対して課される租税その他公課金の額を証する文書
１０　上記３の写し各１部（債務者・所有者の住民票等または資格証明書）
１１　上記４乃至９の各写し各２部（登記簿謄本，住宅地図等，公図，建物図面，公課金証明書）
１２　請求債権目録（担保権・被担保債権・請求債権目録）８部
１３　特別売却の同意書
１４　続行決定発令前の評価命令発令の同意書（先行滞納処分がある場合）
１５　競売続行決定申請書（先行滞納処分がある場合）
１６　代理人許可申請書（弁護士以外の者を代理人として申立てする場合，金５００円分の収入印紙の貼付が必要）

登録免許税（差押登記分）

請求債権額に応じた登録免許税相当額の収入印紙又は領収書（請求債権額（１，０００円未満切り捨て）に１０００分の４を乗じた額（１００円未満切り捨て））

民事執行予納金

1　原則として，不動産が１筆の場合は金４０万円，２筆の場合は金４５万円，２筆を越える場合には，１筆増すごとに金３万円を加算する。マンションは１占有区分ごとに２筆（敷地と建物）と扱う。
2　強制管理又は差押目的物件が不動産以外のものである場合には，目的物件の種類・性質及び数量に応じて，その都度執行裁判所が定める。
3　特別代理人選任の申立てをする場合には，上記１又は２に，金５万円を加算する。

予納郵券の種別・枚数（計金１６，３００円分）

【内　訳】
金５００円×２０枚
１００円×２０枚
８２円×３０枚
５０円×２０枚
２０円×２０枚
１０円×３０枚
２円×５０枚
１円×４０枚

＊　ただし，債権者を除く当事者数が５名を超える場合，１名増すごとに５００円切手を２枚加算する。

〒030-8522 青森市長島一丁目３番２６号　青森地方裁判所民事部不動産競売係
電話017-722-5624（直通）FAX017-734-4740

期間入札物件インターネット情報サービス http://bit.sikkou.jp